

特許を受けることができる発明であるためには一番初めの出願である（先願主義^{用語}）必要があります。

同じ発明について異なった日に競合する出願が2つ以上あった場合は最も早い日に出願した人に特許が付与されます。

新規性、進歩性が時をもって判断されるのに対し、先願については日の前後をもって判断されます。

従って、細かいことですが、同日に同じ発明について複数の出願があった場合は、出願人の間で協議して決定した一出願人のみはその発明について特許を受けることができるといった調整規定も設けられています。

このような理由からも出願は一日でも早くすべきなのです。

米国における特許法改正

米国は先願主義ではなく、先に発明した人が特許を受けることができる「先発明主義」をとっている国として有名でした。

しかし、2011年9月16日にオバマ大統領が米国改正特許法（Leahy-Smith America Invents Act）に署名を行った結果、2013年3月16日から、米国も先願主義の国となりました。

但し、米国の先願主義は、他国と異なり、発明者が出願前にした発表（公然開示）に、出願に相当する地位が与えられます。つまり、発表者自身が発明者となり特許出願を行う場合は、発表者が発表した後に別の人が行った特許出願や発表は、先行技術とはなりません。そのため、もし、同じの発明について2つの出願があった時は、先に発表した出願が特許されることになります。

先発明主義の場合は、特許成立後に、新たに先発明者の存在が明らかになると、特許権者が変わり、特許を利用していた第三者にまでその影響がありました。

米国が先願主義になったことから、世界の殆どの国で先願主義が採用されたことになります。